

凍結胚・凍結精子の保存期間延長申請書 兼 未申請時の廃棄同意書

(上記の凍結胚・凍結精子のいずれかを必ずマルで囲ってください。)

なかむらアートクリニック 院長殿

今回、私たち夫婦が凍結保存期間の延長を申請する胚の採卵日、または精子の凍結日は、
(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (必須) です。

私たち夫婦は、凍結保存されている胚・精子の凍結保存期限の延長を本書類(「保存期間延長申請書兼未申請時の廃棄同意書」)の提出と凍結保存延長費用の支払いをもって申請いたします。

私たち夫婦は、凍結保存期間の延長を次回も希望する場合は、次回の凍結保存期限日までに所定の手続きを行います。私たち夫婦が次回の凍結保存期限日までに所定の手続きをとらなかった場合は、凍結してある胚または精子を廃棄することに同意します。下記の補足の内容についても同意します。

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所

夫(自署) _____ 診察券番号 _____

妻(自署) _____ 診察券番号 _____

補足

*申請書には、ご夫婦双方の署名が必要ですのでご注意ください。

*ご署名は自筆でお願いいたします。

*この同意書が提出されない場合、または署名が自筆でないと疑われる場合には、申請をお断りさせていただきます。

*凍結胚が複数あり採卵日が異なる場合は、採卵周期毎に延長手続きが必要です。

*凍結精子が複数あり凍結日が異なる場合は、凍結日毎に延長手続きが必要です。

*クリニックからは、凍結保存期限のお知らせや期限が切れた際の意味確認の連絡はいたしません。凍結保存期限日までに凍結保存期限延長の手続きがなされない場合、凍結保存期限延長の意志がないと判断して廃棄処分させていただきます。何卒ご了承ください。

*手続きは保存期限の2ヶ月前から可能です。

*凍結や融解のストレスによって胚や精子に障害が及ぶことがあります。そのような場合、お支払いになった費用の返却はできかねますことをご了承ください。

*地震や風水害などの天災、火災、テロや犯罪、液体窒素の不足、凍結タンクの故障、その他により、凍結保存してある胚や精子が使用不可能となることがあります。不可抗力による事象が原因である場合は、凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金は致しませんのでご了承ください。

*閉院となった場合(院長病氣・死亡、その他)は、凍結保存胚・精子は廃棄されます。凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金は致しませんので、ご了承ください。

*連絡先が変更になった場合や、万が一離婚あるいはご夫婦のどちらか一方が死亡された場合など、体外受精-胚移植法による治療を中止する場合は必ず文書でご連絡ください。